

交第1号議案

横浜市高速鉄道運賃条例及び乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例並びに

交第2号議案

横浜市貸切旅客自動車条例の一部を改正する条例の概要について

1 条例改正の概要

市営バス・地下鉄において、令和7年4月1日から精神障害者に対する割引制度を新たに導入するため、地下鉄の運賃を定める横浜市高速鉄道運賃条例、乗合バスの乗車料金を定める横浜市乗合自動車乗車料条例及び、貸切バスの運賃を定める横浜市貸切旅客自動車条例の運賃等の割引を定める規定について、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人を追加する等の改正を行います。

2 精神障害者割引導入の経緯

市営バス・地下鉄ではこれまで、身体障害者及び知的障害者に対して障害者手帳の提示による運賃等の割引を実施してきました。また、関東 IC カード相互利用協議会による各社共通ルールで運用される障がい者用 IC カード（第1種障害者に対し発行）でご乗車されるお客様については、障害者手帳を提示することなく割引運賃でご乗車いただくことが可能となっています。

このたび、同協議会に加盟する鉄道事業者において、精神障害者に対する障がい者用 IC カードの発行が令和7年4月1日から可能となることから、市営バス・地下鉄においても同日付で、精神障害者割引を導入することとします。

3 割引の概要

従来から実施している身体・知的障害者に対する割引と同様の割引を適用します。

| 事業 | 対象 | 割引率 | |
|-------|---|-------|-----|
| 市営バス | 第1種・第2種障害者と介護人が同乗する場合 又は 第1種・第2種障害者が単独で利用する場合 | 定期券 | 3割引 |
| | | 定期券以外 | 5割引 |
| 市営地下鉄 | | 定期券 | 5割引 |
| | | 定期券以外 | 5割引 |
| 貸切バス | 障害者の団体が利用する場合 | 運賃 | 3割引 |

4 改正条例

- (1) 横浜市高速鉄道運賃条例
- (2) 横浜市乗合自動車乗車料条例
- (3) 横浜市貸切旅客自動車条例

5 施行予定日（割引適用開始日）

令和7年4月1日（火）